

公募要領より抜粋

「読書バリアフリーコンソーシアム事業」

1. 趣旨

令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、地方公共団体において読書バリアフリー基本計画による取組がより具体的に進展するよう、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要があるとされている。このため、地域において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館や関係行政組織・団体等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリー推進のための取組を行う。

2 内容

行政、図書館、学校、団体関係者等によるコンソーシアムを組織し、読書バリアフリー推進のための取組を行う。また、本事業の成果や課題等を全国に発信する。

具体的には下記（1）①又は（1）②、及び（2）を実施する。

（1）「読書バリアフリーコンソーシアム」の設置

①地域における読書バリアフリーコンソーシアム

自治体の学校教育担当部局・社会教育担当部局・福祉部局、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館、障害者関係団体、ボランティア団体、企業等の関係者によるコンソーシアムを組織し、読書バリアフリー推進のための取組を行う。

（取組例）

- ・自治体における関係者協議会等の設置（必須）
- ・本の相互貸借等の物的資源の共有・連携強化
- ・特定分野に秀でた司書・職員等の相互派遣等の人的資源の共有・連携強化
- ・自治体における読書バリアフリー推進計画の策定
- ・研修事業の一元的実施
- ・読書を行う障害者増加に向けた広報
- ・フォーラムや研究協議会の開催
- ・その他地域における読書バリアフリー推進に向けた取組 等

②広域的な読書バリアフリーコンソーシアム

複数地域における学校図書館、特別支援学校、大学、全国団体等の関係者によるコンソーシアムを組織し、学校における読書バリアフリー推進のための取組を行う。

（取組例）

- ・関係者協議会等の設置（必須）
- ・学校・学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握・共有（リポジトリ）の在り方の検討
- ・新たに必要とされる電子書籍等を効率的に製作する仕組の検討
- ・その他学校における読書バリアフリー推進に向けた取組 等

※①、②のいずれもコンソーシアム自立化に向けた方策を検討する。なお、取組を行うに当たっては、地域の実情に応じて適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

(2) 取組の成果・課題の普及、啓発

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、パンフレット、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。